

地方財政確立・分権改革推進に関する決議

— 地方財政の確立による住民本位の豊かな地域づくりの実現 —

平成20年11月25日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)

地 方 分 権 推 進 連 盟

地方財政確立・分権改革推進に関する決議

—— 地方財政の確立による住民本位の豊かな地域づくりの実現 ——

今、多くの地方で高齢化と人口減少が同時進行している。また、金融危機に端を発した世界的な景気後退が地域経済に影を落としている。

地域の特性を踏まえた産業振興や雇用の創出を進め、医療や福祉といった基本的なサービスを確保していく上で、地方財政の果たす役割は極めて大きい。

しかし、三位一体の改革に際し、分権の趣旨とは無関係に5.1兆円もの地方交付税が削減されたことにより、多くの地方公共団体では、地域活性化のための独自施策を断念せざるを得ないばかりか、もはや歳出の削減努力だけでは住民の暮らしを支えることさえ困難になっている。

我々地方は、政府・与党はじめ関係者がこうした危機的な状況を直視し、地方交付税の復元・増額、地方税源の充実・強化と偏在是正により地方財政基盤の確立を図ることを強く求める。

地方分権改革については、地方分権改革推進委員会から、間もなく第2次勧告が行われようとしている。

地方分権改革の目標は、中央集権型のシステムを転換し、人々の暮らしを支える公共サービスを提供する地方の役割をより拡充することを通じて、住民が安全・安心に暮らせる豊かな社会、地域の個性を活かした多様性と創造性にあふれた社会を実現することにある。

分権改革を実効あるものとするためには、地方への税源移譲を含む税財政構造の改革や二重行政を解消するための国の組織の見直し等は欠くことができないものであり、政治のリーダーシップによる改革の断行を強く求めるものである。

我々は、このような認識に立ち、地方財政の確立と分権改革の実現に向け、次の事項の実現を強く要請し、一致団結し、改革を力強く推進していくことを決議する。

1 地方財政の確立

(1) 急激な税収の減少等に対する的確な財政措置

景気後退や今般の「生活対策」の実施によって生じる地方税や地方交付税の原資となる国税5税の減収については、地方交付税の補てん等をはじめとして的確な財政措置を講じること。

(2) 地方交付税の復元・増額

近年の地方交付税の大幅な削減や社会保障関係経費の増大等による危機的な状況にある地方財政の現状を直視し、社会保障関係経費の増大や地方の実情に即した地域再生の取り組みなど地方における必要な歳出を適切に地方財政計画に反映することにより、早急に地方交付税の復元・増額を図ること。

(3) 道路財源の一般財源化に伴う地方財源の充実・確保

(イ)「地方枠」の確保

道路特定財源の一般財源化に当たっては、国税・地方税を合わせた5.4兆円のうち、地方の道路整備財源となっている3.4兆円以上の額を「地方枠」として確保すること。

(ロ)「地方への1兆円」の別枠による確保

「生活対策」で示された「1兆円を地方の実情に応じて使用する新たな仕組み」については、危機的な地方財政の状況を踏まえれば、地方財源の構造的・抜本的な充実・強化に資するものとすべきであり、道路財源の「地方枠」とは別枠で、地方交付税として確保すること。

(4) 地方消費税の充実

「税制抜本改革の全体像」を盛り込んだ「中期プログラム」の策定に当たっては、今後地方においても増嵩が見込まれる社会保障等をはじめとする住民生活に必須の行政サービスを安定的に提供していくための財源として、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方消費税の充実を図ること。

2 第二期地方分権改革の推進

(1) 大胆な地方分権勧告の実施

今後順次実施される地方分権改革推進委員会の勧告は、国の出先機関の廃止・統合による国と地方の二重行政の解消、国による過剰関与・義務付け・枠付けの廃止・縮小等を含む大胆なものとともに、財源等と一体的な大幅な権限移譲をはじめとする地方分権改革を着実に実施すること。

(2) 「(仮)地方行財政会議」の法律による設置

地方に関する事項についての政府の政策立案及び執行に関して、政府と地方の代表者等が協議を行い、地方の意見が反映されるよう「(仮)地方行財政会議」を法律により設置すること。

平成20年11月25日

地 方 六 団 体
(地方自治確立対策協議会)
全 国 知 事 会
全 国 都 道 府 県 議 會 議 長 会
全 国 市 長 会
全 国 市 議 會 議 長 会
全 国 町 村 會
全 国 町 村 議 會 議 長 会

地方分権推進連盟